平成２９年（フ）第５２１号
岡山市中区藤崎663番地17　レオパレスフジサキⅡ　102号室、旧住所徳島市末広４丁目１番58―402号　夢一番館
債務者　菊野　直人
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２８号
岡山市北区花尻あかね町20番地２　クレストハイムＢ101
債務者　重野真里子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３０号
岡山市中区高島新屋敷328番地１　コーポプランタン101
債務者　藤本　沙月
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５５号
岡山市北区青江３丁目６番14号　ミズハタコーポ101
債務者　久本伊世子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１７号
東京都武蔵野市境５丁目９番21号マロンサイドⅡ２Ｃ
債務者　堀田三千雄
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４４７号
東京都町田市高ヶ坂７丁目４番30号チェスナットパレスＡ―101
債務者　荒井　優也
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５７７号
静岡市葵区上土１丁目19番45号
債務者　漆畑　秋彦
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７８号
静岡市葵区上土１丁目19番45号
債務者　漆畑　桂子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８５号
東京都日野市旭が丘２丁目32番地の８旭が丘ハイツ310
債務者　小島　健司
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８１７号
横浜市栄区飯島町1522番地１　メゾングレース３号室
債務者　立木　睦雄
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８８９号
横浜市南区永田みなみ台２番10―902号
債務者　大門　文子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１２号
横浜市鶴見区岸谷４丁目32番３号　103
債務者　河野　杏子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９２１号
神奈川県藤沢市白旗３丁目12番９号
債務者　古川　智子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２５号
静岡県袋井市月見町５番地の16　コートリヴェール　305号室
債務者　北川　勝利
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２９４２号
横浜市鶴見区馬場５丁目１番１号　アニベルハイツ102
債務者　稲山ユリ子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部